



2022年7月21日

各 位

会社名 株式会社三ツ星
代表者名 代表取締役社長 競 良一
(東証スタンダード・コード 5820)
問合せ先 取締役執行役員総務部長 松山 元
電話番号 06-6261-8881

新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する 保全抗告の申立ての結果及び同決定に対する許可抗告の申立てに関するお知らせ

2022年7月14日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大阪地方裁判所は、同年7月1日付で、当社が2022年5月18日開催の取締役会において決議いたしました第1回A新株予約権の無償割当て（以下「本新株予約権の無償割当て」といいます。）に対し差止仮処分の決定（以下「本仮処分決定」といいます。）を行い、また本仮処分決定への当社の保全異議の申立てに対し、同裁判所は、同月11日付で本仮処分決定を認可する決定（以下「本認可決定」といいます。）を行ったため、当社は、同月14日付で、大阪高等裁判所において、本認可決定に対する保全抗告（以下「本保全抗告」といいます。）の申立てを行ってまいりました。

本日、当社は、大阪高等裁判所より、下記1.の内容の決定書を受領いたしましたので、お知らせいたします。

また、当社は、本日付で、大阪高等裁判所において、本保全抗告を棄却する旨の決定（以下「本抗告棄却決定」といいます。）に対する許可抗告（以下「本許可抗告」といいます。）の申立てを行いましたので、併せてお知らせいたします。

記

1. 決定の概要

(1) 決定日

2022年7月21日

(2) 決定の内容

本保全抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人（当社）の負担とする。

2. 許可抗告の申立て等に至った経緯

2022年6月6日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本新株予約権の無償割当てについて、2022年6月1日付で、当社株主であるアダージキャピタル有限責任事業組合から、本新株予約権の無償割当ての差止めの仮処分の申立てがなされてまいりました。

そして、2022年7月1日付「株主による新株予約権無償割当て差止めの仮処分の申立ての結果に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大阪地方裁判所において、本新株予約権の無償割当てを仮に差し止める旨の本仮処分決定がなされました。これを受け、当社は、2022年7月6日付で大阪地方裁判所において異議申立てを行いました。同月11日付で同裁判所において本認可決定がなされました。

2022年7月14日付「新株予約権無償割当て差止めの仮処分の認可決定に対する保全抗告の申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社は、2022年7月14日付で、大阪地方裁判所の本認可決定を争い、その取消し等を求めるため、大阪高等裁判所に対して本保全抗告の申立てを行ってまいりましたが、上記1.のとおり、本日、本保全抗告を棄却する本抗告棄却決定がなされました。

そこで、当社は、本抗告棄却決定を不服として、本日付で、本許可抗告の申立てを行いました。

3. 許可抗告の申立てを行った年月日

2022 年 7 月 21 日

4. 今後の方針及び見通し

本保全抗告について、当社の主張が認められなかったことは誠に遺憾であり、本抗告棄却決定は直ちに是正されるべきものと考えております。今後開示すべき事項が生じましたら、適時開示してまいります。

以上